

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年2月19日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400435号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2400079号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成11年4月1日から同年5月1日までの期間、同年6月1日から平成18年3月1日までの期間及び同年4月1日から平成19年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成11年4月、同年6月から平成18年2月まで及び同年4月から平成19年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成11年4月、同年6月から平成18年2月まで及び同年4月から平成19年3月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成10年4月1日から平成19年4月1日まで

A社に勤務していた期間については、厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低額の届出に基づき決定されており、決定された標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高額な保険料が給与から控除されていたので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち平成11年4月1日から同年5月1日までの期間、同年6月1日から平成18年3月1日までの期間及び同年4月1日から平成19年4月1日までの期間について、請求者から提出されたA社に係る給与支給明細書及び給与所得の源泉徴収票により、別表の第3欄、第4欄及び第5欄に掲げるとおり、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及

び標準報酬月額の変定若しくは決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれも同表の第2欄に掲げるオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成11年4月、同年6月から平成18年2月まで及び同年4月から平成19年3月までの標準報酬月額については、給与支給明細書及び給与所得の源泉徴収票により確認若しくは推認できる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、正確な状況を把握している者がおらず不明である旨回答しているが、日本年金機構から提出された平成16年から平成18年までの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によると、請求者に係る報酬月額は、給与支給明細書及び給与所得の源泉徴収票で確認又は推認できる報酬月額より低い額で届けられていることが確認できるほか、給与支給明細書及び給与所得の源泉徴収票から確認又は推認できる報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち平成10年4月1日から平成11年4月1日までの期間、同年5月1日から同年6月1日までの期間及び平成18年3月1日から同年4月1日までの期間について、請求者は給与支給明細書及び給与所得の源泉徴収票を保管しておらず、事業主は、前述のとおり正確な状況を把握している者がおらず不明である旨回答していることから当該期間の厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成10年4月1日から平成11年4月1日までの期間、同年5月1日から同年6月1日までの期間及び平成18年3月1日から同年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

別表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
請求期間に係る月	オンライン 記録の標準 報酬月額 (訂正前)	本来の報酬 月額に見合 う標準報酬 月額	(本来の報酬 月額が算定で きない期間に おける) 報酬 月額に見合う 標準報酬月額	厚生年金保険 料控除額に見 合う標準報酬 月額	厚生年金特 例法訂正後 の標準報酬 月額
平成11年4月	17万円	—	30万円	30万円	30万円
平成11年6月から 平成12年9月まで	17万円	—	32万円	32万円	32万円
平成12年10月から 平成14年3月まで	17万円	32万円	—	32万円	32万円
平成14年4月から 同年9月まで	17万円	—	34万円	34万円	34万円
平成14年10月	17万円	34万円	—	34万円	34万円
平成14年11月から 平成15年8月まで	17万円	—	34万円	34万円	34万円
平成15年9月及び 同年10月	18万円	34万円	—	34万円	34万円
平成15年11月	18万円	34万円	—	41万円	34万円
平成15年12月から 平成16年3月まで	18万円	34万円	—	34万円	34万円
平成16年4月から 同年8月まで	18万円	34万円	—	36万円	34万円
平成16年9月	18万円	34万円	—	38万円	34万円
平成16年10月から 平成17年8月まで	18万円	34万円	—	36万円	34万円
平成17年9月から 平成18年2月まで	20万円	36万円	—	36万円	36万円
平成18年4月から 同年8月まで	20万円	—	36万円	36万円	36万円
平成18年9月から 平成19年3月まで	19万円	—	36万円	36万円	36万円

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400428号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2400023号

第1 結論

平成2年*月*日から平成5年4月1日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成2年*月*日から平成5年4月1日まで

大学生の時に、学生も国民年金を納める義務があるという通知が来たため、母親から20万円くらいをもらい、一括して未納分を納めたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、大学生の頃に学生も納付義務があるため、請求期間に係る国民年金保険料を一括して納付した旨主張している。

しかしながら、基礎年金番号が導入された平成9年1月1日より前に、初めて国民年金の加入手続を行った場合には、被保険者に固有の管理番号である国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が新規に付番される払出事務が行われることとなることから、年金情報総合管理・照合システムにより、請求者が請求期間に居住していたA市で払い出された国民年金番号を確認したが、請求者の氏名は見当たらないほか、社会保険オンラインシステムにおいて氏名検索を行ったものの、請求者に国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者の基礎年金番号は厚生年金保険加入時に払い出された番号であり、請求者から提出された年金手帳の国民年金番号欄に記載が見当たらないことから、請求者は請求期間に国民年金に加入しておらず、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、請求期間のうち平成2年*月*日から平成3年3月31日までの期間においては、学生は任意加入できる制度であったところ、任意加入については、加入手続を行うことで初めて国民年金被保険者の資格を取得することができる制度であり、遡って被保険者資格を取得することはできず、加入手続を行うことで初めて国民年金保険料の納付をすることができる制度となっていた。

さらに、A市は、請求者に係る国民年金番号の払出や納付状況などについては、記録がない旨回答している。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。